

資料編

APPENDIX

[資料1] 第3次山武市総合計画策定方針	96
[資料2] 山武市総合計画条例	99
[資料3] 山武市総合計画審議会 委員名簿	100
[資料4] 第3次山武市総合計画について (諮問)	101
[資料5] 第3次山武市総合計画について (答申)	102
[資料6] 第3次山武市総合計画策定経緯	103



蓮沼ウォーターガーデン

資料 1 第 3 次山武市総合計画策定方針

(令和 3 年 7 月 20 日 庁議)

(令和 3 年 8 月 6 日 総合計画審議会)

(令和 3 年 9 月 2 日 議会全員協議会)

1. 策定の背景

山武市は、平成 18 年 3 月 27 日に成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町の 4 町村の合併により誕生しました。山武市誕生以降、全国的に少子高齢化による深刻な人口減少が進み、地域コミュニティの機能低下や地域社会・経済を支える人材不足などの課題が顕在化しています。そのため、地方創生の取り組みに加え、東日本大震災や気候変動による災害の増加などに対応するため、国土強靱化の取り組みが求められています。また、新型コロナウイルス感染症の発生により、生活様式や価値観が大きく変化したため、その変化に対応し、かつ将来の成長戦略が描ける自治体経営が必要となっています。

現在の総合計画では「海岸、田園、丘陵という豊かな自然環境を活かしたまちづくり」、「成田国際空港と圏央道ネットワークを意識したまちづくり」、「将来に渡って持続可能で魅力あるまちづくり」を基本構想と定め、まちづくりの普遍的な方向性を示し、行政評価の考えを取り入れた市政経営によるまちづくりを進めてきました。そして、現在の総合計画は、令和 4（2022）年度で満了を迎えます。

このような背景を踏まえ、社会情勢の変化や多様化するニーズ、新たな課題などに対応するため、「第 3 次山武市総合計画」（以下、第 3 次総合計画という。）を策定します。

2. 策定の根拠

「山武市総合計画条例」に基づき、基本構想について議会の議決を経た上で、総合計画の策定を行います。

3. 計画の名称

第 3 次山武市総合計画

4. 策定の基本的な考え方・コンセプト

(1) 成果指標を活用した総合計画(継続)

各施策・基本事業に成果指標を設定し、PDCA サイクル（Plan-Do-Check-Action：計画－実施－評価－改善）による行政経営を推進します。

(2) 市長任期と連動した総合計画(継続)

市長任期と連動させることで、機動的かつ柔軟な対応ができ、市長の施政方針が反映できる計画策定を目指します。

(3) 注力すべき分野の設定(継続)

市の最上位計画として、まちづくりに必要な政策分野を網羅し、体系化した計画策定を行います。また、限られた資源（予算や人材など）を選択と集中によるメリハリのある活用を図るため、計画期間中に注力すべき分野を設定します。

(4) 各種計画との連携と一体的管理の推進(深化)

総合計画は、行政改革の考え方や取り組みを包含しています。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」「国土強靱化地域計画」「教育振興計画」と連携した体系とすることで、同一の指標を用いて進行管理や進捗状況を把握することができるようにします。

(5) SDGs との関連性の明示(新化)

SDGs（持続可能な開発目標）は2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた2030年までの達成を目指す国際目標です。山武市の総合計画においても、各施策とSDGsの17のゴールとの関連を示すことで持続可能なまちづくりの推進を図ります。

5. 計画の構成と期間

第3次総合計画は、第2次総合計画の構成を継承し、基本構想、基本計画、実施計画の3つの計画で構成します。

構成	内容	計画期間
(1) 基本構想	市の歴史や自然等の地域的特性、市勢を表す指標を用いながら、まちづくりの方向性を示します。	4年間 (議決事項)
(2) 基本計画	計画期間を市長任期と連動させ、市長の施政方針に沿った行政運営ができる体制を確保します。 ①まちづくりの方針（市長の施政方針） ②政策体系（政策－施策－基本事業） ③重点分野 ④施策別計画（環境変化、課題、成果指標、目標値等）	4年間 (市長任期と連動)
(3) 実施計画	基本計画の目標達成に向けて必要な事業及び財政計画に大きな影響がある事業を示します。 ①重点分野：基本計画で定めた重点分野の成果向上のために、新たに取り組んだり、注力していく事業 ②大型事業（ハード）：事業の終期がある建設やイベント等の大型事業（道路や施設の建設や改修、大規模なイベント事業） ③主要事業（ソフト）：施策の成果に対する貢献度が高い経常的に実施している事業	3年間 (毎年ローリングを実施)

6. 計画策定の体制

(1) 庁内体制

- ・行政評価の仕組みを活用し、主管課長を中心に、施策単位で基本計画の見直しを行います。この結果を集約し、各部長等で構成する庁議（政策調整会議）において、基本構想の起草や各施策間の総合調整、重点施策の設定等を行い、総合計画の原案作成を行います。計画策定の各過程において幅広い層の職員の参画を求めます。
- ・策定に関わる事務は、企画政策課、総務課、財政課で構成する行政評価推進事務局で行います。

(2) 市民参画

- ・広く市民の意見や提案を反映させるため、まちづくりアンケート（無作為で市民 3,000 人を抽出し実施）や、パブリックコメント等を実施します。

(3) 審議機関

- ・「山武市総合計画条例」に基づき、山武市総合計画審議会を設置し、各分野の専門的見地から、計画内容の調査及び審議を行います。委員は、各種団体や公募による市民委員、学識経験を有する者等で構成され、市長が任命することとします。
- ・市民の代表である山武市議会において、議会全員協議会等で策定過程を逐次報告し、十分に意見交換・反映を行います。また、基本構想に関しては議決を経ることとします。

7. 計画策定のスケジュール

第3次総合計画は、令和5年3月を目途に策定するものとし、概ね下記のスケジュールに基づき策定に取り組みます。

時期	内容
＜令和3年度＞ 8月 9月 9月下旬～10月 10～11月 11～2月 2～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画審議会の実施、第3次総合計画策定方針の策定 ・山武市議会への説明 ・第3次総合計画策定の職員説明会、施策体系の検討（環境変化、課題の整理） ・基本計画策定の職員説明会 ・施策別計画の策定（基本事業構成、成果指標及び指標算定式等） ・総合計画審議会への諮問
＜令和4年度＞ 4月 4～6月 7月 7～8月 8月 9～10月 10月 12月 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・市長選の執行 ・まちづくりアンケートの実施（成果指標の現状値の取得） ・重点分野の検討 ・成果指標の目標値設定 ・総合計画審議会の実施 ・実施計画事業の選定 ・総合計画（原案）の作成、総合計画審議会の実施 ・山武市議会への説明、パブリックコメントの実施 ・総合計画審議会から答申、山武市議会での基本構想の議決 ・総合計画書、概要版の印刷と配布

※総合計画審議会及び議会に対しては、計画の各作成段階において中間報告を行う。

資料2 山武市総合計画条例

(目的)

第1条 この条例は、総合計画の策定に関し、必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な行政運営を図り、もってまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 市の最上位計画として本市におけるまちづくりの指針となるもので、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。

(2) 基本構想 市が目指すべきまちづくりの方向性を示すものをいう。

(3) 基本計画 基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示すものをいう。

(4) 実施計画 基本計画で定めたそれぞれの施策の具体的な実施方法等を示すものをいう。

(策定方針)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、本市におけるまちづくりの指針となる総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、適切な計画期間を設定し、地域の実情、社会経済情勢の変化等に応じて、これらに適合するように策定するものとする。

(山武市総合計画審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第8条第1項に規定する山武市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第5条 市長は、山武市総合計画審議会の答申を受け、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(総合計画の公表)

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

2 市長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するために必要な措置を講ずるほか、その達成状況について、市民に公表するものとする。

(総合計画との整合)

第7条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(山武市総合計画審議会)

第8条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、山武市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 市長から諮問を受けた基本構想及び基本計画の策定又は変更に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申すること。

(2) 基本構想及び基本計画に基づく施策の進行管理に関する事項について調査審議すること。

(審議会の組織)

第9条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員及び公共的団体等を代表する者

(3) 公募による者

(4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委嘱時に前項第2号に規定する職にあった委員が当該職を離れたときは、同時に委員の職を失う。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

序論

基本構想

基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

資料編

資料3 山武市総合計画審議会 委員名簿

任期：令和3年8月1日～令和5年3月31日

区分	No.	氏名	役職等	備考
第1号委員 学識経験のある者	1	小川 真実	千葉大学法政経学部 教授	
	2	金子 光	慶應大学SFC研究所上席所員	
	3	井上 映子	城西国際大学看護学部 教授	
	4	高橋 一嘉	元山武市副市長、元財務省職員	
第2号委員 関係行政機関・公共的 団体等を代表する者	5	川島 淳一	区長会連合会会長	令和4年3月31日まで
		大藤 明雄		令和4年8月19日から
	6	土屋 博文	消防団団長	令和4年3月31日まで
		山本 稔		令和4年8月19日から
	7	雲地 康夫	農業委員会会長	令和4年3月31日まで
		井野 敬一		令和4年8月19日から
	8	今関 百合	教育委員会委員	
	9	松本 有希子	山武郡市農業協同組合	
	10	大高 衛	商工会会長	
	11	小山 和典	観光協会会長	
	12	小川 憲治	社会福祉協議会会長	
	13	善塔 雄	民生委員児童委員協議会会長	令和4年11月30日まで
		布留川 芳子		令和5年2月3日から
	14	加瀬 志津子	山武市保健推進員協議会会長	
第3号委員 公募による者	15	大国 兼道	—	
	16	鈴木 幸子	—	
第4号委員 その他市長が必要と認 める者	17	嶮 博文	さんむエコノミックガーデニング 推進協議会会長	
	18	古作 久子	PTA 連絡協議会会長	令和4年4月28日まで
		原 昌枝	PTA 連絡協議会（庶務会計）	令和4年8月19日から
	19	藤島 真左美	PTA 連絡協議会副会長	令和4年4月28日まで
		高坂 奈魅		令和4年8月19日から
20	戸村 進	青少年育成市民会議会長		

※区分は、山武市総合計画条例第9条第1項の各号による。

序論

基本構想

基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

資料編

資料4 第3次山武市総合計画について（諮問）

政 企 政 第 255 号

令 和 4 年 2 月 18 日

山武市総合計画審議会

会長 金子 光 様

山武市長 松 下 浩 明

第3次山武市総合計画について（諮問）

山武市総合計画条例（平成29年山武市条例第15号）第4条の規定に基づき、次の事項について諮問します。

記

1 諮問内容

- ・第3次山武市総合計画 基本構想（案）
- ・第3次山武市総合計画 基本計画（案）

2 諮問理由

第3次山武市総合計画の策定に当たっては、第2次総合計画から引き続き、計画期間を市長任期（4年間）と連動させ、市長の施政方針を取り入れた計画策定を予定しています。

現計画期間中においては、新型コロナウイルス感染症の流行やその対応、また、世界的にSDGsに対する意識が高まるなか、市においても「ゼロカーボンシティさんむ」を宣言するなど、市を取り巻く環境が大きく変化しています。

このため、市長の施政方針を取り入れながら、今後の社会経済環境の変化と当市が抱える様々な課題に的確に対応し、将来に渡り活力ある持続可能なまちづくりを進めるため、新たに策定する「第3次山武市総合計画」について諮問いたします。

資料5 第3次山武市総合計画について（答申）

令和5年2月3日

山武市長 松下浩明様

山武市総合計画審議会
会長 金子光

第3次山武市総合計画について（答申）

令和4年2月18日付け政企政第255号で諮問のありました第3次山武市総合計画〔基本構想及び基本計画〕（案）については、下記のとおり答申します。

記

本審議会として慎重に審議した結果、「第3次山武市総合計画（案）」は、まちづくりの普遍的な方向性を示しながら、新たな感染症の流行や気候変動などの課題に対応し、SDGsの考え方を取り入れることで、将来に渡って持続可能なまちづくりを進めるための改善が図られており、総合計画として適正と認めます。

なお、計画の実施に当たっては、より成果を発揮させるため、次の事項に十分留意されるよう要望します。

1. これまでの実績や課題を引き継ぎつつ、人口減少が顕著である状況を踏まえて、雇用の場の確保や家族形成への支援を通じて積極的な定住促進に努めるとともに、高齢化が進むなかで安心して暮らせる地域社会の形成に努めること。
2. 成田国際空港の機能強化や圏央道の全線開通を見据え、生活環境との調和を図りながら、産業振興と地域経済の活性化に積極的に取り組むとともに、山武市が有する魅力の発信に努めること。
3. 総合計画の進行管理については、行政評価の仕組みを用いて成果指標に対する評価を的確に行い、歳入の増加が見込み難い状況のため、健全な財政運営を堅持することを目指し、より一層の行財政改革の推進に努めること。

資料6 第3次山武市総合計画策定経緯

- 令和3年9月13日 **第3次山武市総合計画策定方針の決定**
主な内容 第3次山武市総合計画策定方針(案)を庁議(7/20)、総合計画審議会(8/6 書面開催)、市議会(9/2)でそれぞれ協議及び審議を行い、決定
- 令和3年10月20日、21日、22日 **施策設定会議の開催**
主な内容 全6政策について、主管部長、主管課長及び関係課長が、それぞれの政策の環境変化や課題を整理し、施策体系を調整
- 令和4年1月11日、12日、17日、24日、28日 **施策基本事業成果設定会議の開催**
主な内容 施策や基本事業の対象、意図、成果指標の追加、削除、変更等を調整
- 令和4年2月18日 **第3次山武市総合計画[基本構想及び基本計画](案)について総合計画審議会へ諮問**
- 令和4年2月18日 **令和3年度第2回総合計画審議会による審議(書面開催)**
主な内容 序論(案)及び基本構想の構成、基本計画骨子案、成果指標案について審議
- 令和4年3月11日 **令和4年山武市議会第1回定例会へ説明(全員協議会)**
主な内容 序論(案)及び基本構想の構成、基本計画骨子案、成果指標案について説明
- 令和4年5月9日～令和4年5月23日 **まちづくりアンケートの実施**
主な内容 成果指標の現状値を把握するために実施
対象 市内在住の16歳以上の中から3,000人を無作為抽出
回答数 1,290名 回収率:43.00%
- 令和4年8月19日 **令和4年度第1回総合計画審議会による審議**
主な内容 基本計画(骨子案)の検討結果、重点分野の設定について審議
- 令和4年9月22日 **令和4年山武市議会第3回定例会への説明(全員協議会)**
主な内容 重点分野の設定について説明
- 令和4年10月3日、4日、5日 **重点分野点検会の開催**
主な内容 基本事業の担当課長及び担当職員を対象に、重点分野の目標値(めざそう値)の設定状況について調整
- 令和4年12月8日 **令和4年度第2回総合計画審議会による審議**
主な内容 第3次山武市総合計画(原案)について審議
- 令和4年12月12日 **令和4年山武市議会第4回定例会へ説明(全員協議会)**
主な内容 第3次山武市総合計画(原案)について説明
- 令和4年12月14日～令和5年1月16日 **パブリックコメントの実施(意見件数:0件)**
- 令和5年2月3日 **令和4年度第3回総合計画審議会による審議**
主な内容 第3次山武市総合計画(案)について答申の審議を行い、会長から市長へ答申書の提出
- 令和5年2月14日 **令和5年山武市議会第1回定例会への説明(全員協議会)**
主な内容 第3次山武市総合計画(案)について説明
- 令和5年3月10日 **令和5年山武市議会第1回定例会による議決**
主な内容 議案第10号「第3次山武市総合計画基本構想を定めることについて」を議決

序論

基本構想

基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

資料編

第3次山武市総合計画

発行年月 | 令和5（2023）年3月

発行者 | 千葉県山武市

〒289-1392 千葉県山武市殿台296番地

TEL:0475-80-1132

編集 | 総合政策部企画政策課

